

平成 27 年 3 月 19 日
物 価 統 計 室

消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）について

- （案 1）消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）の概要
- （案 2）消費者物価指数の 2015 年基準改定に向けて
- （案 3）消費者物価指数基準改定計画（案）

※上記案は今後の検討により成案までに変更があり得る。

(案 1)

消費者物価指数 2015 年基準改定計画 (案) の概要

基準改定の主な内容

(1) 指数の基準時の更新

- ・ 指数を 100 とする年次を 2010 年から 2015 年に更新

(2) ウェイトの更新

- ・ 固定基準方式のウェイトを 2015 年に更新 ⇒ 消費構造を一定として物価変動を測定
- ・ 連鎖基準方式のウェイトは毎年更新 ⇒ 毎年の消費構造の変化を反映

(3) 品目の改定

- ・ 家計消費支出上の重要度等を踏まえて品目を改定⇒新基準の品目数は 585 品目
追加 33 品目：コーヒー飲料(セルフ式)、補聴器、警備料など
廃止 32 品目：お子様ランチ、ETC 車載器、筆入れなど
8 品目を 4 品目に統合：学校給食(小学校高)と学校給食(小学校低)の統合、小型乗用車Aと小型乗用車Bの統合など
- ・ 品目概念の拡充等に伴い品目名称を変更
名称変更(予定)33 品目：音楽ダウンロード料をウェブコンテンツ利用料に変更など

(4) モデル式※の改定

- ・ モデル式の精度の維持向上に必要な改定
(価格を合成する際の比率等の更新、採用する価格及びモデルケースの見直し等)
※ 航空運賃や電気代、携帯電話通話料などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式(モデル式)を用いて月々の指数を算出。

(5) 公表系列の充実

- ・ 人口構造の変化を踏まえ、世帯主 65 歳以上の無職世帯の指数を新たに公表
- ・ 生鮮食品を含む総合等について連鎖基準方式の月次指数を新たに公表
- ・ 連鎖基準方式における各類・品目の寄与度を新たに公表
- ・ 利用環境向上のため、参考値として小数第 3 位までの指数を開示

指数作成上の基本方針

- (1) 調査銘柄の常時見直し 企業戦略や消費行動の変化に対応し絶えず売れ筋を調査
- (2) 品質調整の適切な実施 価格変動の計測において品質一定の条件を確保
- (3) POS 情報・インターネット情報の活用 指数作成や品質調整、銘柄管理に活用
- (4) モデル式の随時見直し 新たな料金制度や価格体系の出現・普及に対応
- (5) 品目の中間年における見直し 急速な普及を見せる財やサービスに柔軟に対応

基準時の更新時期及び関連情報の公表の予定

- (1) 指数の基準年次の更新等は 2016 年 8 月下旬の公表時を予定
- (2) 関連情報等についてはより早期に公表を予定

(案 2)

平成 27 年 月 日
総務省統計局

消費者物価指数の 2015 年基準改定に向けて

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する財及びサービスの価格変動を総合的に測定し、物価の変動を時系列的に測定することを目的として、我が国では昭和 21 年（1946 年）8 月に作成を開始して以来、毎月作成・公表しています。

消費者物価指数は、金融政策において目標指標として採用され、経済政策を推進する上でも極めて重要な指標として用いられています。また、国民年金や厚生年金などの物価スライド、重要な経済指標を実質化するためのデフレーター及び物価連動国債の想定元金額（元金が物価の動向に連動して増減した後の金額）の算定に利用されており、さらには賃金・家賃・公共料金の改定の際の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く活用されています。

このように、消費者物価指数は、「証拠に基づく政策立案」(evidence-based policy making)における客観的な基礎資料として活用され、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることから、公的統計として、適切かつ合理的な方法により、中立性と信頼性が確保されるように作成されなければなりません。また、いつの時代にも社会経済情勢の変化に応じて有用性が確保され、適時的確に提供されることが不可欠です。こうした要請に応えるために、消費者物価指数では、一定の周期で指数の基準年次を更新する「基準改定」を行い、採用する品目やウエイトなどを見直し、公表する系列の拡充などを行っています。この改定は、昭和 30 年（1955 年）の改定以来、5 年に 1 回、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に実施しています。

総務省統計局では、平成 28 年（2016 年）に予定している消費者物価指数の第 15 次改定（現行の 2010 年基準から 2015 年基準への移行）に向けて、目下、同指数の見直し作業を進めています。今般、改定の主な内容及び指数作成上の基本方針について取りまとめ、「消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）」として策定しました。また、本計画案の理論的な背景や考え方、技術的又は実務的な内容等の詳細を解説した「付属資料」を併せて作成しましたのでご参照ください。

総務省統計局は、今回の改定を通じて、消費者物価の測定精度の維持向上と物価指数の有用性の確保を図り、期待される公的統計としての役割を十分に果たせるよう、より質の高い統計を適時的確に提供していくことを目指しています。

今後、本計画案について広く国民の皆様に御意見をお伺いするとともに、統計委員会、関係府省庁なども含め広く頂いたご意見を踏まえて再検討した本計画の最終案に沿って諸作業を進めてまいります。

(案 3)

平成 27 年 月 日
総務省統計局

消費者物価指数 2015 年基準改定計画 (案)

1. 趣旨

本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計基準として定められた「指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号）」（以下「統計基準」という。）に沿って、消費者物価指数の基準時を 2010 年から 2015 年に更新する等の基準改定を行い、併せて消費者物価の測定精度の維持向上等に取り組むための基本方針について定めるものである。

なお、指数の計算方式としては、基準とする年の消費支出割合をウェイトに用いて指数を計算していく固定基準方式、前年の消費支出割合をウェイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせていく連鎖基準方式などがある。消費者物価指数においては、消費構造を一定にした場合の物価変動を測定するために固定基準方式の指数を作成・公表するとともに、参考指数として毎年の消費構造の変化を反映する連鎖基準方式の指数についても作成・公表する。

2. 基準改定の主な内容

(1) 指数の基準時の更新

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。」とする統計基準に沿って、指数の基準時（指数を 100 とする年次）を 2010 年から 2015 年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。ただし、変化率については、接続した指数による再計算は行わない。

(2) ウェイトの更新

「ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、固定基準方式のウェイトは、家計調査の結果等を用いて、2015 年平均 1 か月間 1 世帯当たり品目別消費支出金額を基に作成する¹。

なお、連鎖基準方式のウェイトは、前年の家計調査の結果等を用いて毎年更新する。

(3) 品目の改定

指数の採用品目については、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、33 品目を追加、32 品目を廃止、8 品目を 4 品目に統合し、新基準の品目数を 585 品目とする。また、品目の概念範囲の拡充等に伴い、品目名称の変更を行う²。（別紙 1 参照。）

¹ 世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が 2 人以上の世帯である。なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による 2015 年の品目別消費支出金額のほか、2014 年及び 2015 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウェイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウェイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、平成 26 年全国消費実態調査の「個人消費支出」の結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウェイトについても、同調査の「持家の帰属家賃」を基に作成する。

² 品目名称の変更については 33 品目を予定しているが、今後の検討により追加又は変更があり得る。

(4) モデル式の改定

航空運賃や電気代、携帯電話通信料などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて月々の指数を算出している。これらについては、価格を合成する際の比率等の更新、採用する価格及びモデルケースの見直し等、精度の維持向上に必要な改定を行う。

(5) 公表系列の充実等

公表系列については、以下のように充実を図る。

- ・人口構造の変化を踏まえ、世帯主 65 歳以上の無職世帯の指数を新たに公表
- ・生鮮食品を含む総合等の連鎖基準方式の月次指数を新たに公表
- ・連鎖基準方式における各類・品目の寄与度を新たに公表
- ・利用環境向上のため、参考値として小数第 3 位までの指数を開示

なお、利用状況等を踏まえ、半期別の指数、世帯主の職業別の指数及び中間年バスケット方式による指数の公表は行わないこととする³。（別紙 2 参照。）

3. 指数作成上の基本方針

(1) 調査銘柄の常時見直し

価格を調査する商品（財・サービス）については、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋の商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。しかし、企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

(2) 品質調整の適切な実施

価格変動の計測においては品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法及び直接比較のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

(3) POS 情報・インターネット情報の活用

POS 情報*をヘドニック法等による指数の作成あるいは銘柄改正時の品質調整及び銘柄管理に活用する。また、指数を作成する際に必要となる通信販売価格の情報や全国統一的な価格の情報などのインターネット情報も活用する。

*POS 情報：民間の販売時点情報管理システム(Point of Sales system)において収集された情報

(4) モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数によりの確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

³ ただし、今後とも、物価指数の精度検証等のための分析研究は引き続き行う。

(5) 品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった商品（財・サービス）について、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

4. 基準時の更新時期及び関連情報の公表

基準時の更新時期及び関連情報の公表は以下のとおりとする。

平成 27 年（2015 年）

7 月 日～8 月 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）に係る意見募集

10 月 30 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画（案）に係る意見募集の結果公示

11 月 27 日 消費者物価指数 2015 年基準改定計画の決定・公表

平成 28 年（2016 年）

7 月中旬 2015 年基準消費者物価指数に関する資料（ウエイト、モデル式の内容を含む）の公表

8 月 平成 27 年（2015 年）1 月分から平成 28 年（2016 年）6 月分までの 2015 年基準遡及結果の公表

8 月下旬 平成 28 年（2016 年）の 7 月分（全国）及び 8 月分（東京都区部中旬速報値）の 2015 年基準結果の公表

※1 平成 28 年（2016 年）の 7 月分（全国）から 12 月分までの 2010 年基準指数は、2010 年基準指数の基準時のウエイトにより計算した指数を引き続き公表する。

※2 ラスパイレス連鎖基準方式による 2015 年基準指数は平成 29 年（2017 年）1 月から公表する。
また、ラスパイレス連鎖基準方式による 2010 年基準指数は平成 28 年（2016 年）6 月分まで公表する。

消費者物価指数の 2015 年基準改定における品目の改定について（案）

- 消費者物価指数の 2015 年基準改定では、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、以下の選定基準に沿って、指数の作成に用いる品目の追加及び廃止等を行う。

<追加品目の選定基準>

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

<廃止品目の選定基準>

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
- ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
- ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

- 2015 年基準における追加及び廃止等については以下のとおり。（別表 1 参照）
追加：33 品目、廃止：32 品目、統合：8 → 4 品目、調査地域変更：1 品目
- この結果、2015 年基準指数に用いる品目数は 585 品目となる。
- 指数の作成に用いる品目とそれらのウエイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等を行い、これに伴って品目名称の変更を行う。常用漢字表の改定に対応した変更も併せて行う。（別表 2 参照）
品目名称の変更については 33 品目を予定しているが、今後の検討により追加又は変更があり得る。

2015 年基準において追加及び廃止等を行う品目（案）

○追加品目（33 品目）・廃止品目（32 品目）

| 10 大費目 | 追加品目 | 廃止品目 |
|---------|--|--|
| 食料 | しらぬひ(*1) 液体調味料 B (*2) 【めんつゆ】 ロールケーキ すし（弁当） B (*3) 【いなりずし】 弁当 B (*4) 【から揚げ弁当】 調理ピザパイ 焼豚 コーヒー飲料（セルフ式） 豆乳 日本そば しょうが焼き コーヒー B (*5) 【セルフサービス店におけるコーヒー代】 やきとり（外食） | かれい レバー あずき レモン いよかん 親子どんぶり お子様ランチ |
| 住居 | カーポート 塗装工事費 駐車場工事費 壁紙工事費 | 塗料 錠 左官手間代 板ガラス取替費 ルームエアコン取付け料 |
| 家具・家事用品 | 空気清浄機 水筒 物干し用ハンガー 清掃代(*6) 【浄化槽の清掃代】 | 電気ポット 電気アイロン 電気カーペット コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイングラス ビニールホース 浄水器 し尿処理手数料 |
| 保健医療 | 健康保持用摂取品 B (*7) 【青汁】 マスク 補聴器 サポーター | ヘルスマーター 体温計 |
| 交通・通信 | 自転車 B (*8) 【電動アシスト車】 ロードサービス料 | 自動車ワックス ETC 車載器 |

| | | |
|------|--------------------------------|---|
| 教養娯楽 | はさみ 競技用靴 ペットトイレ用品 鉢植え | マーキングペン OA用紙 セロハン粘着テープ 筆入れ 植木鉢 テニスコート使用料 競馬場入場料 |
| 諸雑費 | 化粧品A(*9)【カウンセリング化粧品】 警備料 | |

(*1) 「しらぬひ」とは、柑(かん)きつ類の一種。

(*2) これまで調査していた「焼肉のたれ」を「液体調味料A」とし、新たに「めんつゆ」を追加。

(*3) これまで調査していた「にぎりずし」を「すし(弁当)A」とし、新たに「いなりずし」を追加。

(*4) これまで調査していた「幕の内弁当」を「弁当A」とし、新たに「唐揚げ弁当」を追加。

(*5) これまで調査していた「喫茶店(セルフサービス店及びコーヒースタンドを除く)におけるコーヒー代」を「コーヒーA」とし、新たに「セルフサービス店におけるコーヒー代」を追加。

(*6) これまで調査していた「し尿処理手数料」を廃止し、新たに「浄化槽の清掃代」を追加。

(*7) これまで調査していた「マルチビタミン」を「健康保持用摂取品A」とし、新たに「青汁」を追加。

(*8) これまで調査していた「シティ車」を「自転車A」とし、新たに「電動アシスト自転車」を追加。

(*9) これまで調査していた「化粧品(セルフ化粧品)」を「化粧品B」とし、新たに「化粧品(カウンセリング化粧品)」を追加。

○統合品目(8品目→4品目)

| 10大費目 | 現行 | 変更後 |
|-------|------------|-----------|
| 食料 | 乳酸菌飲料A | 乳酸菌飲料 |
| | 乳酸菌飲料B | |
| | 学校給食(小学校低) | 学校給食(小学校) |
| | 学校給食(小学校高) | |
| 交通・通信 | 小型乗用車A | 小型乗用車 |
| | 小型乗用車B | |
| 諸雑費 | 印鑑証明手数料 | 行政証明書手数料 |
| | 戸籍抄本手数料 | |

○調査地域変更品目(1品目)

| 10大費目 | 消費者物価指数品目 | 現行の調査地域 | 変更後の調査地域 |
|-------|-----------|---------|----------|
| 食料 | にがうり | 沖縄県のみ | 全国 |

2015年基準において品目名称の変更を行う品目（案）

○品目概念の拡充等に伴う変更（23品目）※今後の検討により追加又は変更があり得る。

| 10大費目 | 現行 | 変更後 |
|---------|-----------|-------------|
| 食料 | 生中華めん | 中華麺 |
| | スイートコーン缶詰 | 野菜缶詰 |
| | 液体調味料 | 液体調味料A |
| | 中華合わせ調味料 | 合わせ調味料 |
| | すし（弁当） | すし（弁当）A |
| | 弁当 | 弁当A |
| | コーヒー | コーヒーA |
| 住居 | 板材 | 修繕材料 |
| | 火災保険料 | 火災・地震保険料 |
| 家具・家事用品 | 置時計 | 室内時計 |
| | 飯茶わん | 茶わん |
| | たわし | スポンジたわし |
| | 電球・蛍光ランプ | 電球・ランプ |
| 保健医療 | サプリメント | 健康保持用摂取品A |
| | 浴用剤 | 入浴剤 |
| 交通・通信 | 自転車 | 自転車A |
| 教養娯楽 | 乾電池 | 電池 |
| | 外国パック旅行 | 外国パック旅行費 |
| | 音楽ダウンロード料 | ウェブコンテンツ利用料 |
| 諸雑費 | ヘアトニック | 養毛剤 |
| | 化粧水 | 化粧水B |
| | ヘアカラー | ヘアカラーリング剤 |
| | 男子洋傘 | 傘 |

○常用漢字表の改定への対応（10品目）

| | | |
|---------|-------------|-------|
| 食料 | 即席めん | 即席麺 |
| | なし | 梨 |
| | かき（果物）（*10） | 柿 |
| | もも | 桃 |
| | 焼ちゅう | 焼酎 |
| | 天どん | 天井 |
| | 牛どん | 牛丼 |
| 家具・家事用品 | なべ | 鍋 |
| 教養娯楽 | がん具自動車 | 玩具自動車 |
| | 組立がん具 | 組立玩具 |

（*10）「かき（貝）」については、（貝）の表記はそのままとする。

消費者物価指数の2015年基準における公表系列（案）

○ 基本分類指数

基本分類指数は、全国及び東京都区部並びに都市階級、地方、大都市圏、都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）について、次の表のとおり公表する。

| 項目 | 月別 | 四半期（注） | 年・年度 |
|------------------|----|--------|------|
| 総合・10大費目 | ○ | ○ | ○ |
| 中分類 | ○ | — | ○ |
| 小分類（全国及び東京都区部のみ） | ○ | — | ○ |
| 品目別（全国及び東京都区部のみ） | ○ | — | ○ |
| 別掲項目 | ○ | ○ | ○ |

（注）全国及び東京都区部のみ

※2015年基準から参考値として小数第3位までの指数を開示（全国、品目別）

※2015年基準から半期の公表は行わない。

○ 財・サービス分類指数

財・サービス分類指数は、全国及び東京都区部について、月別、四半期平均、年平均及び年度平均の指数を公表する。

※2015年基準から半期の公表は行わない。

○（参考指数）ラスパイレス連鎖基準方式による指数

ラスパイレス連鎖基準方式による指数は、全国の基本分類について、月別及び年平均の指数を公表する。

※2015年基準から生鮮食品を含む総合等の月別を新たに公表

※2015年基準から各類・品目の寄与度を新たに公表

○ 世帯属性別指数

世帯属性別の指数は、全国の基本分類について、以下のア、イ及びウは月別及び年平均の中分類まで、エ及びオは年平均の10大費目までを公表する。

ア 総世帯指数

イ 勤労者世帯年間収入五分位階級別指数

ウ 世帯主60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数

エ 世帯主の年齢階級別指数

オ 世帯主の住居の所有関係別指数

※2015年基準から世帯主65歳以上の無職世帯の指数を新たに公表

※2015年基準から世帯主の職業別の指数の公表は行わない。

○ 品目特属性別指数

品目特属性別指数は、全国について、月別及び年平均の以下の指数を作成する。

ア 基礎的・選択的支出項目別指数

イ 品目の年間購入頻度階級別指数

※2015年基準から中間年バスケット方式による消費者物価指数の公表は行わない。